

## 条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市職員の給与に関する条例(第 11 号議案関係)	1
○ 舞鶴市旅費条例	14
○ 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(第 11 号議案関係)	15
○ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(第 11 号議案関係)	16
○ 舞鶴市職員の給与に関する条例(第 12 号議案関係)	17
○ 舞鶴市職員の退職手当に関する条例	18
○ 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例	19
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(第 12 号議案関係)	20
○ 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(第 13 号議案関係)	21
○ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(第 13 号議案関係)	22
○ 舞鶴市の特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例	23
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(第 14 号議案関係)	24
○ 舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例	25
○ 舞鶴市臨時的任用職員の勤務時間、賃金等に関する条例	27
○ 舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例	28
○ 舞鶴市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	29
○ 舞鶴市文化財保護条例	30

○ 舞鶴市営土地改良事業の特別徴収金に関する条例	34
○ 舞鶴市水道事業給水条例	35
○ 舞鶴市下水道使用料条例	37
○ 舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例	38
○ 舞鶴市病院事業に係る使用料、手数料等に関する条例	41
○ 舞鶴市国民健康保険条例	42
○ 災害弔慰金の支給等に関する条例	45
○ 舞鶴市国民健康保険事業基金条例	47
○ 舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	48
○ 舞鶴市休日急病診療所条例	56
○ 舞鶴市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例	57
○ 舞鶴市公民館条例	59
○ 舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	62
○ 舞鶴市行政手続条例	63
○ 舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	64

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第 11 号議案関係)

旧	新
<p>(給料表等)</p> <p>第 3 条 <u>給料表の種類は、次のとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>行政職給料表(別表第 1)</u></p> <p>(2) <u>教育職給料表(別表第 2)</u></p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>別表第 3</u>に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(初任給、昇給、昇格等)</p> <p>第 4 条 市長は、組織に関する法令の趣旨に従い、かつ、<u>第 3 条第 2 項</u>の規定に基づく分類の基準となるべき職務の内容に適合するように、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2 から 10 まで (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級以上であるもののうち、規則で定めるものについては、前項の規定</u></p>	<p>(給料表等)</p> <p>第 3 条 <u>給料表は、別表第 1 に定める行政職給料表のとおりとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>前項の給料表は、第 35 条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</u></p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>別表第 2</u>に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(初任給、昇給、昇格等)</p> <p>第 4 条 市長は、組織に関する法令の趣旨に従い、かつ、<u>第 3 条第 3 項</u>の規定に基づく分類の基準となるべき職務の内容に適合するように、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2 から 10 まで (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 15 を</p>

旧										新									
<p>にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第34条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市立幼稚園の園長、教諭、助教諭及び市立学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校)の事務職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定する職員に相当する者をいう。)</u>で前項に該当するときは、同項の規定にかかわらず、休職の期間中、給与の全額を支給する。ただし、任命権者は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、休職の期間が満3年に達するまではこれに給与の全額を支給することができる。</p> <p>4から9まで (略)</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>行政職給料表</p>										<p>超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第34条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市立学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校)の事務職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定する職員に相当する者をいう。)で前項に該当するときは、同項の規定にかかわらず、休職の期間中、給与の全額を支給する。ただし、任命権者は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、休職の期間が満3年に達するまではこれに給与の全額を支給することができる。</p> <p>4から9まで (略)</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>行政職給料表</p>									
職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	

旧										新									
再任用職員以外の職員	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	

旧										新									
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300		36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800		37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400		38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000		39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600		40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100		41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			

旧								新							
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600					94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100					95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500					96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700					97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100					98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500					99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800					100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100					101		297,100	345,100				

旧										新									
102		297,400	345,500							102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900							103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300							104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800							105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200							106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600							107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000							108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500							109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900							110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200							111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500							112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000							113		300,800	350,000						
114		301,000								114		301,000							
115		301,300								115		301,300							
116		301,700								116		301,700							
117		301,900								117		301,900							
118		302,100								118		302,100							
119		302,400								119		302,400							
120		302,700								120		302,700							
121		303,100								121		303,100							
122		303,300								122		303,300							
123		303,600								123		303,600							
124		303,900								124		303,900							
125		304,200								125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、教育職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第35条に規定する職員を除く。

別表第2(第3条関係)

旧				新		
教育職給料表				等級別基準職務表		
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	職務の級	基準となる職務
		給料月額	給料月額	給料月額		
再任用職員以外の職員		円	円	円	1級	主事の職務
	1	159,900	176,100	295,000	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する主事の職務
	2	161,400	178,200	297,600	3級	主査の職務
	3	162,900	180,300	300,500	4級	高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する主査の職務
	4	164,400	182,600	303,100	5級	係長又は主任の職務
	5	166,200	184,600	305,600	6級	課長又は主幹の職務
	6	168,100	186,800	308,000	7級	次長の職務
	7	169,900	189,000	310,400	8級	部長の職務
	8	171,700	191,300	312,800		
	9	173,600	193,600	315,200		
	10	175,700	196,400	317,800		
	11	177,700	199,200	320,600		
	12	179,700	201,900	323,500		
	13	181,800	204,800	325,900		
	14	184,000	206,600	328,000		
	15	186,200	208,200	330,000		
	16	188,400	209,900	332,300		
	17	190,800	211,700	334,400		
	18	193,400	213,300	336,600		
	19	195,900	215,100	338,900		
	20	198,500	216,700	341,000		
	21	201,000	218,500	343,300		
	22	202,700	220,400	345,500		
23	204,400	222,400	347,800			

旧				新
24	206,200	224,300	350,100	
25	207,700	225,800	351,900	
26	209,100	227,800	353,700	
27	210,700	229,900	355,600	
28	212,200	231,900	357,500	
29	214,000	233,700	359,400	
30	215,700	236,400	361,200	
31	217,400	239,200	362,900	
32	219,100	241,900	364,800	
33	220,500	244,500	366,100	
34	222,300	247,400	367,900	
35	224,000	250,000	369,400	
36	225,700	252,700	371,200	
37	227,100	255,300	373,100	
38	228,800	257,800	374,700	
39	230,600	260,300	376,000	
40	232,300	262,700	377,600	
41	233,900	265,300	378,700	
42	235,600	267,700	380,100	
43	237,200	270,000	381,500	
44	238,900	272,200	383,100	
45	240,600	274,300	384,500	
46	242,100	276,500	386,100	
47	243,400	278,800	387,700	
48	244,800	280,800	389,200	
49	246,100	283,100	390,600	
50	247,500	285,100	392,200	
51	249,000	287,100	393,700	
52	250,200	289,100	395,100	
53	251,300	290,900	396,300	

旧				新
54	252,700	293,300	397,600	
55	254,000	295,700	398,800	
56	255,200	298,200	399,900	
57	256,400	300,200	401,300	
58	257,600	302,800	402,500	
59	258,700	305,100	403,700	
60	259,900	307,800	405,000	
61	261,300	310,300	406,200	
62	262,400	312,700	407,300	
63	263,600	315,200	408,700	
64	264,500	317,500	410,000	
65	265,500	319,800	411,200	
66	266,900	322,000	412,300	
67	268,300	324,100	413,500	
68	269,700	326,400	414,600	
69	271,400	328,300	415,700	
70	272,900	330,400	416,900	
71	274,400	332,500	418,100	
72	275,800	334,600	419,300	
73	276,800	336,700	419,900	
74	278,100	338,800	420,700	
75	279,400	341,000	421,400	
76	280,600	343,300	421,900	
77	281,800	345,000	422,200	
78	282,900	346,900	422,600	
79	284,100	348,600	423,100	
80	285,300	350,500	423,500	
81	286,600	352,300	423,800	
82	287,500	354,100	424,200	
83	288,700	355,500	424,600	

旧				新			
84	289,900	357,300	424,900				
85	290,800	358,600	425,200				
86	291,700	360,200	425,600				
87	292,400	361,700	426,000				
88	293,400	363,200	426,300				
89	294,500	364,500	426,600				
90	295,400	365,800	426,900				
91	296,300	367,300	427,200				
92	297,100	368,700	427,400				
93	297,400	370,200	427,600				
94	298,100	371,500	427,900				
95	298,800	372,800	428,200				
96	299,600	374,000	428,400				
97	300,400	375,100	428,600				
98	301,200	376,100	428,900				
99	302,000	377,100	429,200				
100	302,800	378,100	429,400				
101	303,700	379,000	429,600				
102	304,200	380,000	429,900				
103	304,700	381,000	430,200				
104	305,200	382,000	430,400				
105	305,400	382,900	430,600				
106	305,800	383,800					
107	306,100	384,700					
108	306,300	385,700					
109	306,500	386,500					
110	306,700	387,500					
111	307,000	388,500					
112	307,300	389,500					
113	307,500	390,100					

旧				新			
114	307,700	391,100					
115	307,900	392,000					
116	308,200	392,900					
117	308,500	393,700					
118	308,800	394,400					
119	309,100	395,200					
120	309,400	396,000					
121	309,600	396,600					
122	309,800	397,400					
123	310,000	398,100					
124	310,400	398,900					
125	310,700	399,500					
126		400,200					
127		400,700					
128		401,300					
129		402,000					
130		402,600					
131		403,100					
132		403,600					
133		403,900					
134		404,200					
135		404,500					
136		404,800					
137		405,100					
138		405,400					
139		405,700					
140		406,000					
141		406,300					
142		406,600					
143		407,000					

旧				新			
	144		407,300				
	145		407,500				
	146		407,800				
	147		408,100				
	148		408,300				
	149		408,500				
	150		408,800				
	151		409,100				
	152		409,300				
	153		409,500				
	154		409,800				
	155		410,100				
	156		410,300				
	157		410,500				
再任用職員		228,000	274,500			328,500	
備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭に適用する。 別表第3(第3条関係)				(削除)			
等級別基準職務表							
適用給料表	職務の級	基準となる職務					
行政職給料表	1級	主事の職務					
	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する主事の職務					
	3級	主査の職務					
	4級	高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する主査の職務					

旧			新
教育職給料表	5級	係長又は主任の職務	<p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (教育職給料表の廃止に伴う措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、この条例による改正前の舞鶴市職員の給与に関する条例の規定による教育職給料表の適用を受けていた職員の施行日における職務の級及び号給は、市長が定める。</p> <p>3 から5まで (略)</p>
	6級	課長又は主幹の職務	
	7級	次長の職務	
	8級	部長の職務	
	1級	幼稚園の助教諭の職務	
	2級	幼稚園の教諭の職務	
	3級	幼稚園の園長の職務	

舞鶴市旅費条例旧新対照表

旧						新					
別表(第2条、第3条関係) 旅費額表						別表(第2条、第3条関係) 旅費額表					
旅費等級	区分	鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃	旅行雑費	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	旅費等級	区分	鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃	旅行雑費	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
1等	市長、副市長及び教育長	下記による運賃及び料金	下記による額	円 14,000	円 2,200	1等	市長、副市長及び教育長	下記による運賃及び料金	下記による額	円 14,000	円 2,200
2等	行政職給料表の8級及び7級の職務の級にある者	〃	〃	13,000	1,900	2等	行政職給料表の8級及び7級の職務の級にある者	〃	〃	13,000	1,900
3等	行政職給料表の5級、4級及び3級の職務の級にある者 教育職給料表の3級の職務の級にある者	〃	〃	12,000	1,600	3等	行政職給料表の6級、5級、4級及び3級の職務の級にある者	〃	〃	12,000	1,600
4等	行政職給料表の2級及び1級の職務の級にある者 教育職給料表の2級及び1級の職務の級にある者	〃	〃	11,000	1,400	4等	行政職給料表の2級及び1級の職務の級にある者	〃	〃	11,000	1,400
1から8まで (略)						1から8まで (略)					
						<p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 から5まで (略)</p>					

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例旧新対照表(第 11 号議案関係)

旧	新
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第 30 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 167.5」と、同条第 4 項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額」と、同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 15 を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100 分の 15」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第 30 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 167.5」と、同条第 4 項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額」と、同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 15 を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100 分の 15」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 から 5 まで (略)</p>

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表(第 11 号議案関係)

旧	新
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第 30 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 167.5」と、同条第 4 項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額」と、同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 15 を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100 分の 15」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第 30 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 167.5」と、同条第 4 項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額」と、同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 15 を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100 分の 15」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 から 5 まで (略)</p>

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第12号議案関係)

旧	新
<p>附 則</p> <p>1から26まで (略)</p> <p>(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の給与に関する特例措置)</p> <p>27 <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間</u>(次項及び附則第29項において「特例期間」という。)においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(次項及び附則第29項において「特定職員」という。)に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の3を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、給料の調整額、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の算出については、本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。</p> <p>28から30まで (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1から26まで (略)</p> <p>(平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の給与に関する特例措置)</p> <p>27 <u>平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間</u>(次項及び附則第29項において「特例期間」という。)においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(次項及び附則第29項において「特定職員」という。)に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の3を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、給料の調整額、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の算出については、本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。</p> <p>28から30まで (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2から4まで (略)</p>

舞鶴市職員の退職手当に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>1 から 12 まで (略)</p> <p>(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の退職手当の額の算出)</p> <p>13 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における舞鶴市職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものに支給する退職手当の額の算出については、同条例附則第 27 項本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 から 12 まで (略)</p> <p>(平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間の退職手当の額の算出)</p> <p>13 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間における舞鶴市職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものに支給する退職手当の額の算出については、同条例附則第 27 項本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p>

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>1 から 4 まで (略)</p> <p>(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の部分休業をしている職員の給与の取扱いの特例措置)</p> <p>5 <u>平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間</u>においては、給与条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものに対する第 25 条の規定の適用については、同条中「給与条例第 25 条」とあるのは、「給与条例附則第 28 項」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 から 4 まで (略)</p> <p>(平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間の部分休業をしている職員の給与の取扱いの特例措置)</p> <p>5 <u>平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間</u>においては、給与条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものに対する第 25 条の規定の適用については、同条中「給与条例第 25 条」とあるのは、「給与条例附則第 28 項」とする。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p>

職員の勤務時間、休暇等に関する条例旧新対照表(第12号議案関係)

旧	新
<p>附 則            (平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の介護休暇及び介護時間に係る給与の取扱いの特例措置)</p> <p>第7条 <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間</u>においては、舞鶴市職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに対する第15条第3項及び第15条の2第3項の規定の適用については、これらの項中「同条例第25条第1項」とあるのは、「同条例附則第28項」とする。</p>	<p>附 則            (平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の介護休暇及び介護時間に係る給与の取扱いの特例措置)</p> <p>第7条 <u>平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間</u>においては、舞鶴市職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに対する第15条第3項及び第15条の2第3項の規定の適用については、これらの項中「同条例第25条第1項」とあるのは、「同条例附則第28項」とする。</p> <p>改正附則            (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。            2 から4まで (略)</p>

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例旧新対照表(第13号議案関係)

旧	新
<p>附 則</p> <p>1 から 4 まで (略) (給与の特例)</p> <p>5 <u>平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間</u>、第 3 条の規定にかかわらず、市長の給料月額が 920,530 円とし、副市長の給料月額は 757,570 円とする。ただし、期末手当の額の算出については、本文の規定は、適用しない。</p> <p>6 から 12 まで (略) (期末手当に関する特例措置)</p> <p>13 <u>平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に支給する</u> 期末手当に関する第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 から 4 まで (略) (給与の特例)</p> <p>5 <u>平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間</u>、第 3 条の規定にかかわらず、市長の給料月額が 920,530 円とし、副市長の給料月額は 757,570 円とする。ただし、期末手当の額の算出については、本文の規定は、適用しない。</p> <p>6 から 12 まで (略) (期末手当に関する特例措置)</p> <p>13 <u>平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に支給する</u> 期末手当に関する第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」とする。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 (略)</p>

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表(第13号議案関係)

旧	新
<p>附 則</p> <p>1 から 4 まで (略) (給料の特例)</p> <p>5 <u>平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間</u>、第 3 条の規定にかかわらず、教育長の給料月額が 667,360 円とする。ただし、期末手当の額の算出については、本文の規定は、適用しない。 (期末手当に関する特例)</p> <p>6 <u>平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に支給する期末手当に関する第 4 条第 2 項の規定の適用については</u>、同項中「給料の月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 から 4 まで (略) (給料の特例)</p> <p>5 <u>平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間</u>、第 3 条の規定にかかわらず、教育長の給料月額が 667,360 円とする。ただし、期末手当の額の算出については、本文の規定は、適用しない。 (期末手当に関する特例)</p> <p>6 <u>平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に支給する期末手当に関する第 4 条第 2 項の規定の適用については</u>、同項中「給料の月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」とする。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 (略)</p>

舞鶴市の特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>1 から 3 まで (略)</p> <p>(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の退職手当の額の算出)</p> <p>4 <u>平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間</u>における退職手当の額の算出については、舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)附則第 5 項本文及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)附則第 5 項本文の規定は、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>1 から 3 まで (略)</p> <p>(平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間の退職手当の額の算出)</p> <p>4 <u>平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間</u>における退職手当の額の算出については、舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)附則第 5 項本文及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)附則第 5 項本文の規定は、適用しない。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 (略)</p>

職員の勤務時間、休暇等に関する条例旧新対照表(第 14 号議案関係)

旧	新
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務を命ずることができる。</p> <p>(休日)</p> <p>第 9 条 職員は、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に<u>勤務</u>することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務を命ずることができる。</p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(休日)</p> <p>第 9 条 職員は、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に<u>勤務</u>することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>改正附則 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p>

舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第9条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、あらかじめ割り振られた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において非常勤職員に勤務することを命ずることができる。</p> <p>(育児又は介護を行う非常勤職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子のある規則で定める非常勤職員が、当該子を養育するために時間外における勤務の制限を請求した場合には、当該請求をした非常勤職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>第9条</u>に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある規則で定める非常勤職員(非常勤職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が、当該子を養育するために時間外における勤務の制限を請求した場合には、当該請求をした非常勤職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>第9条</u>に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>4及び5 (略)</p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第9条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、あらかじめ割り振られた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において非常勤職員に勤務することを命ずることができる。</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(育児又は介護を行う非常勤職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子のある規則で定める非常勤職員が、当該子を養育するために時間外における勤務の制限を請求した場合には、当該請求をした非常勤職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>前条第1項</u>に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある規則で定める非常勤職員(非常勤職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が、当該子を養育するために時間外における勤務の制限を請求した場合には、当該請求をした非常勤職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>前条第1項</u>に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>改正附則</p>

旧	新
	この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

舞鶴市臨時的任用職員の勤務時間、賃金等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、あらかじめ割り振られた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において臨時的任用職員に勤務することを命ずることができる。</p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、あらかじめ割り振られた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において臨時的任用職員に勤務することを命ずることができる。</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 公室及び部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室</p> <p>ア 市の危機管理の総括に関すること。</p> <p>イ 秘書、広報及び広聴に関すること。</p> <p><u>ウ</u> 職員に関すること。</p> <p>(2) 政策推進部</p> <p>ア 市政の総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p><u>イ</u> <u>行財政改革の総合調整に関すること。</u></p> <p><u>ウ</u> 移住・定住の促進に関すること。</p> <p><u>エ</u> 財政に関すること。</p> <p>(3)から(8)まで (略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 公室及び部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室</p> <p>ア 市の危機管理の総括に関すること。</p> <p>イ 秘書、広報及び広聴に関すること。</p> <p><u>ウ</u> <u>行財政改革の総合調整に関すること。</u></p> <p><u>エ</u> 職員に関すること。</p> <p>(2) 政策推進部</p> <p>ア 市政の総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>(削除)</p> <p><u>イ</u> 移住・定住の促進に関すること。</p> <p><u>ウ</u> 財政に関すること。</p> <p>(3)から(8)まで (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</p> <p>(2) 文化に関すること(<u>文化財の保護に関すること</u>を除く。)</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</p> <p>(2) 文化に関すること(<u>次号に掲げるものを除く。</u>)。</p> <p><u>(3) 文化財の保護に関すること。</u></p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 2 及び 3 (略)</p>

舞鶴市文化財保護条例旧新対照表

旧	新
<p>(指定)</p> <p>第3条 <u>舞鶴市教育委員会</u>(以下「<u>教育委員会</u>」という。)は、法に基づき指定されたものを除き、市内にある文化財のうち重要なものを舞鶴市指定文化財(以下「<u>指定文化財</u>」という。)に<u>する</u>ことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により指定をしたときは、<u>教育委員会</u>は、その旨を公示するとともに、所有者に指定書を交付しなければならない。</p> <p>(解除)</p> <p>第4条 指定文化財がその価値を失ったとき<u>又は</u>市内に所在しなくなったときその他特殊な事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その指定を解除することができる。</p> <p>2 前項の規定により指定を解除したときは、<u>教育委員会</u>は、その旨を公示するとともに、その所有者に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の通知を受けたときは、所有者は、直ちに指定書を<u>教育委員会</u>に返還しなければならない。</p> <p>(管理義務)</p> <p>第5条 指定文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に<u>基づいて</u>規定する<u>施行規則</u>及び<u>教育委員会</u>の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 指定文化財の所有者は、<u>特別の事情</u>があるときは、<u>もっぱら自己に代り</u>、当該指定文化財の<u>管理の責</u>に任ずべき者(以下「<u>管理責任者</u>」という。)に<u>選任する</u>ことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(指定)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、法に基づき指定されたものを除き、市内にある文化財のうち重要なものを舞鶴市指定文化財(以下「<u>指定文化財</u>」という。)に<u>指定する</u>ことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により指定をしたときは、<u>市長</u>は、その旨を公示するとともに、所有者に指定書を交付しなければならない。</p> <p>(解除)</p> <p>第4条 指定文化財がその価値を失ったとき、<u>市内に所在しなくなったとき</u>その他特殊な事由があるときは、<u>市長</u>は、その指定を解除することができる。</p> <p>2 前項の規定により指定を解除したときは、<u>市長</u>は、その旨を公示するとともに、その所有者に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の通知を受けたときは、所有者は、直ちに指定書を<u>市長</u>に返還しなければならない。</p> <p>(管理義務)</p> <p>第5条 指定文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に<u>基づく規則</u>及び<u>市長</u>の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 指定文化財の所有者は、<u>当該指定文化財の適切な管理のため必要</u>があるときは、<u>適当な者を専ら自己に代わり</u>、当該指定文化財の<u>管理の責めに任ずべき者</u>(以下「<u>管理責任者</u>」という。)に<u>選任する</u>ことができる。</p> <p>3 (略)</p>

旧	新
<p>(市民の協力等)</p> <p>第6条 市民は、<u>教育委員会</u>がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、文化財が市民の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎であることを認識し、その保存活用が適切に行われるように、この条例の趣旨の徹底に<u>つとめなければならない</u>。</p> <p>4 <u>教育委員会</u>は、この条例の執行に当たって所有権その他所有者に<u>かかる権利を尊重するとともに</u>、文化財の保護と公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>(届出)</p> <p>第7条 指定文化財の所有者又は管理責任者は、次の各号の<u>一に該当したときは</u>、速やかに<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理責任者を<u>選任又は解任したとき</u>。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 指定文化財の全部又は一部が滅失し、<u>き損し、又は盗みとられたとき</u>。</p> <p>(5) 指定文化財の所在の場所を<u>変更したとき</u>。</p> <p>(管理又は修理の補助)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の補助金を交付する場合には、<u>教育委員会</u>は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、第1項の規定に基づき補助金を交付した指定文化財の管理又は修理について指揮監督</p>	<p>(市民の協力等)</p> <p>第6条 市民は、<u>市</u>がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市</u>は、文化財が市民の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎であることを認識し、その保存活用が適切に行われるように、この条例の趣旨の徹底に<u>努めなければならない</u>。</p> <p>4 <u>市</u>は、この条例の執行に当たって所有権その他所有者に<u>係る権利を尊重するとともに</u>、文化財の保護と公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>(届出)</p> <p>第7条 指定文化財の所有者又は管理責任者は、次の各号の<u>いずれかに該当したときは</u>、速やかに<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理責任者を<u>選任し、又は解任したとき</u>。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 指定文化財の全部又は一部が滅失し、<u>若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき</u>。</p> <p>(5) 指定文化財の所在の場所を<u>変更しようとするとき</u>。</p> <p>(管理又は修理の補助)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の補助金を交付する場合には、<u>市長</u>は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。</p> <p>3 <u>市長</u>は、必要があると認めるときは、第1項の規定に基づき補助金を交付した指定文化財の管理又は修理について指揮監督するこ</p>

旧	新
<p>することができる。</p> <p>(調査)</p> <p><u>第9条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。</u></p> <p>(補助金の返納)</p> <p><u>第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付を受けた指定文化財の所有者は、その補助にかかると指定文化財を他に有償で譲り渡した場合においては、教育委員会が別に定めるところにより当該補助金の全部又は一部を市に返納しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、補助金の返納を免除することができる。</u></p> <p>(保護委員会の設置)</p> <p><u>第11条 教育委員会の附属機関として、舞鶴市文化財保護委員会(以下「保護委員会」という。)を置く。</u></p> <p>(権限)</p> <p><u>第12条 保護委員会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の指定及</u></p>	<p>とができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(補助金の返還)</p> <p><u>第9条 前条第1項の規定により補助金の交付を受けた指定文化財の所有者は、その補助に係る指定文化財を他に有償で譲り渡した場合においては、市長が別に定めるところにより当該補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、補助金の返還を免除することができる。</u></p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p><u>第10条 指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。</u></p> <p>(修理の届出等)</p> <p><u>第11条 指定文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理責任者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。ただし、第8条第1項の規定による補助金の交付を受けて修理を行う場合又は前条第1項の規定による現状変更の許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。</u></p> <p>(調査)</p> <p><u>第12条 市長は、必要があると認めるときは、指定文化財の所有者</u></p>

旧	新
<p><u>び保護顕彰並びに活用に関する事項を答申し、かつ、文化財保護に関し必要と認める事項を教育委員会に建議する。</u></p> <p>(組織)</p> <p><u>第 13 条</u> <u>保護委員会</u>は、13 人以内の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、<u>学識経験を有する者の中から教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(委任規定)</p> <p><u>第 14 条</u> この条例の施行に関し、<u>必要な事項は教育委員会</u>が定める。</p>	<p><u>又は管理責任者に対し、当該指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。</u></p> <p>(審議会の設置)</p> <p><u>第 13 条</u> <u>法第 190 条第 2 項の規定に基づき、舞鶴市文化財保護審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。</p> <p>(権限)</p> <p><u>第 14 条</u> <u>審議会</u>は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して市長に建議する。</p> <p>(組織)</p> <p><u>第 15 条</u> <u>審議会</u>は、13 人以内の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、<u>文化財に関して優れた識見を有する者のうちから市長</u>が委嘱する。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第 16 条</u> この条例の施行に関し、<u>必要な事項は、規則</u>で定める。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(舞鶴市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 前項の規定の施行の日前に、同項の規定による改正前の舞鶴市文化財保護条例の規定に基づきなされた舞鶴市指定文化財の指定その他の行為は、同項の規定による改正後の舞鶴市文化財保護条例の相当規定に基づきなされた舞鶴市指定文化財の指定その他の行為とみなす。</p>

舞鶴市営土地改良事業の特別徴収金に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、本市が行う土地改良事業に係る土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。)第 96 条の 4 において準用する<u>法第 36 条の 2</u>の規定による特別徴収金(以下「特別徴収金」という。)の徴収等について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、本市が行う土地改良事業に係る土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。)第 96 条の 4 において準用する<u>法第 36 条の 3</u>の規定による特別徴収金(以下「特別徴収金」という。)の徴収等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p>

舞鶴市水道事業給水条例旧新対照表

旧	新
<p>(料金)</p> <p>第 23 条 料金は、別表第 2 の基本料金及び従量料金の合計額に <u>100 分の 108 を乗じて得た額</u> (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。</p> <p>(個別需給給水契約)</p> <p>第 23 条の 2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条の規定にかかわらず、個別需給給水契約を締結した者に対する料金は、1 月の使用水量に応じ、別表第 2 の基本料金及び従量料金(基準水量を超える水量に係る 1 立方メートル当たりの従量料金は、64 円)の合計額に <u>100 分の 108 を乗じて得た額</u> (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(加入金)</p> <p>第 27 条 給水装置を新設し、又は給水管の呼び径を増径しようとする者(給水管の呼び径を 20 ミリメートルに増径しようとする者を除く。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に <u>100 分の 108 を乗じて得た額</u> (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) の加入金を納付しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p>	<p>(料金)</p> <p>第 23 条 料金は、別表第 2 の基本料金及び従量料金の合計額に<u>消費税等相当額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定に基づき消費税が課される額に同法第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。)</u>を加えた額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。</p> <p>(個別需給給水契約)</p> <p>第 23 条の 2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条の規定にかかわらず、個別需給給水契約を締結した者に対する料金は、1 月の使用水量に応じ、別表第 2 の基本料金及び従量料金(基準水量を超える水量に係る 1 立方メートル当たりの従量料金は、64 円)の合計額に<u>消費税等相当額を加えた額</u> (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(加入金)</p> <p>第 27 条 給水装置を新設し、又は給水管の呼び径を増径しようとする者(給水管の呼び径を 20 ミリメートルに増径しようとする者を除く。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に<u>消費税等相当額を加えた額</u> (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) の加入金を納付しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p>

旧	新
<p>(手数料)</p> <p>第 29 条 手数料は、別表第 4 に掲げる種類に応じ、それぞれ同表に定める金額(開栓手数料、閉栓手数料及び証明手数料にあっては、当該額に <u>100 分の 108 を乗じて得た額</u>(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とし、申込者から徴収する。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第 29 条 手数料は、別表第 4 に掲げる種類に応じ、それぞれ同表に定める金額(開栓手数料、閉栓手数料及び証明手数料にあっては、当該額に <u>消費税等相当額を加えた額</u>(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とし、申込者から徴収する。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して使用している水道の使用で、施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間に水道料金(以下「料金」という。)の支払を受ける権利が確定するものに係る当該料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月 31 日後である水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。</p> <p>3 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。</p>

舞鶴市下水道使用料条例旧新対照表

旧	新
<p>(使用料の額)</p> <p>第3条 使用料の額は、別表の基本使用料及び超過使用料の合計額に<u>100分の108を乗じて得た額</u>(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第3条 使用料の額は、別表の基本使用料及び超過使用料の合計額に、<u>消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課される額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を加えた額</u>(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市下水道使用料条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して使用している公共下水道、集落排水処理施設及び合併処理浄化槽(以下「公共下水道等」という。)の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る当該使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道等の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。</p> <p>3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。</p>

舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に</p>

旧	新
<p>する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の<u>卒業をした者</u>ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) (略)</p>	<p>規定する学校を卒業した者(<u>同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者</u>)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(<u>学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(<u>同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者</u>)については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の<u>卒業した者</u>(<u>学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者</u>)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、</p>

旧	新
	この条例による改正後の第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

舞鶴市病院事業に係る使用料、手数料等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の使用料及び手数料のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課されるものについては、<u>前項各号の規定により算定した額に100分の108を乗じて得た額</u>(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)をもって使用料及び手数料の額とする。</p>	<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の使用料及び手数料のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課されるものについては、<u>同項各号の規定により算定した額に、同法の規定に基づき消費税が課される額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を加えた額</u>(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)をもって使用料及び手数料の額とする。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p>

舞鶴市国民健康保険条例旧新対照表

旧	新
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条の6 第10条又は第13条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条の2において同じ。)は、<u>58万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>27万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条の6 第10条又は第13条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条の2において同じ。)は、<u>61万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>28万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p>

旧	新
<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>50万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の7」と、「<u>58万円</u>」とあるのは「19万円」と、前項中「第13条」とあるのは「第13条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「<u>58万円</u>」とあるのは「16万円」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>51万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の7」と、「<u>61万円</u>」とあるのは「19万円」と、前項中「第13条」とあるのは「第13条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「<u>61万円</u>」とあるのは「16万円」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。</p>

旧	新
	<p style="text-align: center;">改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市国民健康保険条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>

災害弔慰金の支給等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(災害弔慰金の支給)</p> <p>第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(<u>以下次条から第 10 条</u>までにおいて単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。</p> <p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 第 1 号ウ若しくはエ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(利率)</u></p> <p>第 14 条</p> <p>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 <u>3 パーセント</u>とする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第 15 条 災害援護資金は、年賦償還とする。</p>	<p>(災害弔慰金の支給)</p> <p>第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(次条から第 10 条までにおいて単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。</p> <p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 第 1 号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(保証人及び利率)</u></p> <p>第 14 条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p><u>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。</u></p> <p><u>3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p>

旧	新
<p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。</p>

舞鶴市国民健康保険事業基金条例旧新対照表

旧	新
<p>(処分)</p> <p>第4条 基金は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p>(1) <u>被保険者に係る国民健康保険料負担の急激な増加が見込まれる場合であって、当該負担を緩和するための財源に充てるとき。</u></p> <p>(2) <u>年度の中途において国及び京都府からの支出金等の歳入の減少若しくは保険給付費等の歳出の増加が見込まれ、又は災害が発生したことにより国民健康保険事業に係る財源が著しく不足する場合であって、当該不足額を補うための財源に充てるとき。</u></p> <p>(3) <u>人間ドック及び脳ドックの実施に必要な財源に充てるとき。</u></p>	<p>(処分)</p> <p>第4条 基金は、<u>国民健康保険事業の健全な運営のために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>改正附則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例旧新対照表

旧	新
目次	目次
第1章 総則(第1条—第4条)	第1章 総則(第1条—第4条)
第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
第1節 基本方針等(第5条・第6条)	第1節 基本方針等(第5条・第6条)
第2節 人員に関する基準(第7条・第8条)	第2節 人員に関する基準(第7条・第8条)
第3節 設備に関する基準(第9条)	第3節 設備に関する基準(第9条)
第4節 運営に関する基準(第10条—第43条)	第4節 運営に関する基準(第10条—第43条)
第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例(第44条・第45条)	第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例(第44条・第45条)
第3章 夜間対応型訪問介護	第3章 夜間対応型訪問介護
第1節 基本方針等(第46条・第47条)	第1節 基本方針等(第46条・第47条)
第2節 人員に関する基準(第48条・第49条)	第2節 人員に関する基準(第48条・第49条)
第3節 設備に関する基準(第50条)	第3節 設備に関する基準(第50条)
第4節 運営に関する基準(第51条—第60条)	第4節 運営に関する基準(第51条—第60条)
第3章の2 地域密着型通所介護	第3章の2 地域密着型通所介護
第1節 基本方針(第60条の2)	第1節 基本方針(第60条の2)
第2節 人員に関する基準(第60条の3・第60条の4)	第2節 人員に関する基準(第60条の3・第60条の4)
第3節 設備に関する基準(第60条の5)	第3節 設備に関する基準(第60条の5)
第4節 運営に関する基準(第60条の6—第60条の20)	第4節 運営に関する基準(第60条の6—第60条の20)
第5節 <u>指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u>	第5節 <u>共生型地域密着型サービスに関する基準(第60条の20の2・第60条の20の3)</u>
第1款 この節の趣旨及び基本方針(第60条の21・第60条の22)	第6節 <u>指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u>
	第1款 この節の趣旨及び基本方針(第60条の21・第60条の22)

旧	新
第2款 人員に関する基準(第60条の23・第60条の24)	第2款 人員に関する基準(第60条の23・第60条の24)
第3款 設備に関する基準(第60条の25・第60条の26)	第3款 設備に関する基準(第60条の25・第60条の26)
第4款 運営に関する基準(第60条の27—第60条の38)	第4款 運営に関する基準(第60条の27—第60条の38)
第4章 認知症対応型通所介護	第4章 認知症対応型通所介護
第1節 基本方針(第61条)	第1節 基本方針(第61条)
第2節 人員及び設備に関する基準	第2節 人員及び設備に関する基準
第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護(第62条—第64条)	第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護(第62条—第64条)
第2款 共用型指定認知症対応型通所介護(第65条—第67条)	第2款 共用型指定認知症対応型通所介護(第65条—第67条)
第3節 運営に関する基準(第68条—第81条)	第3節 運営に関する基準(第68条—第81条)
第5章 小規模多機能型居宅介護	第5章 小規模多機能型居宅介護
第1節 基本方針(第82条)	第1節 基本方針(第82条)
第2節 人員に関する基準(第83条—第85条)	第2節 人員に関する基準(第83条—第85条)
第3節 設備に関する基準(第86条・第87条)	第3節 設備に関する基準(第86条・第87条)
第4節 運営に関する基準(第88条—第109条)	第4節 運営に関する基準(第88条—第109条)
第6章 認知症対応型共同生活介護	第6章 認知症対応型共同生活介護
第1節 基本方針(第110条)	第1節 基本方針(第110条)
第2節 人員に関する基準(第111条—第113条)	第2節 人員に関する基準(第111条—第113条)
第3節 設備に関する基準(第114条)	第3節 設備に関する基準(第114条)
第4節 運営に関する基準(第115条—第129条)	第4節 運営に関する基準(第115条—第129条)
第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護	第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護
第1節 基本方針(第130条)	第1節 基本方針(第130条)
第2節 人員に関する基準(第131条・第132条)	第2節 人員に関する基準(第131条・第132条)
第3節 設備に関する基準(第133条)	第3節 設備に関する基準(第133条)
第4節 運営に関する基準(第134条—第150条)	第4節 運営に関する基準(第134条—第150条)
第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

旧	新
<p>第1節 基本方針(第151条)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第152条)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第153条・第154条)</p> <p>第4節 運営に関する基準(第155条—第179条)</p> <p>第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>    第1款 この節の趣旨及び基本方針(第180条・第181条)</p> <p>    第2款 設備に関する基準(第182条)</p> <p>    第3款 運営に関する基準(第183条—第191条)</p> <p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>    第1節 基本方針(第192条)</p> <p>    第2節 人員に関する基準(第193条—第195条)</p> <p>    第3節 設備に関する基準(第196条・第197条)</p> <p>    第4節 運営に関する基準(第198条—第204条)</p> <p>第10章 雑則(第205条)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p>	<p>第1節 基本方針(第151条)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第152条)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第153条・第154条)</p> <p>第4節 運営に関する基準(第155条—第179条)</p> <p>第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>    第1款 この節の趣旨及び基本方針(第180条・第181条)</p> <p>    第2款 設備に関する基準(第182条)</p> <p>    第3款 運営に関する基準(第183条—第191条)</p> <p>第9章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>    第1節 基本方針(第192条)</p> <p>    第2節 人員に関する基準(第193条—第195条)</p> <p>    第3節 設備に関する基準(第196条・第197条)</p> <p>    第4節 運営に関する基準(第198条—第204条)</p> <p>第10章 雑則(第205条)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号、<u>第78条の2の2第1項</u>並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p>

旧	新
<p>(6) (略)</p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p>	<p><u>(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>第3章の2 地域密着型通所介護</p> <p><u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準</u> <u>(共生型地域密着型通所介護の基準)</u></p> <p><u>第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。)第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において</u></p>

旧	新
	<p><u>指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第 65 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第 1 号において同じ。)</u>を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業所をいう。)</u>、<u>指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)</u>、<u>指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)</u>、<u>指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)</u>又は<u>指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)</u>(以下この号において「<u>指定生活介護事業所等</u>」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第 77 条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第 155 条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第 165 条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「<u>指定生活介護等</u>」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(2) <u>共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(準用)</u></p>

旧	新
<p data-bbox="353 1155 1106 1219"><u>第5節</u> 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p data-bbox="271 1235 461 1262">(従業者の員数)</p> <p data-bbox="241 1278 1106 1342">第62条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条</p>	<p data-bbox="1137 277 2002 1139"><u>第60条の20の3</u> 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項及び前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p data-bbox="1249 1155 2002 1219"><u>第6節</u> 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p data-bbox="1167 1235 1357 1262">(従業者の員数)</p> <p data-bbox="1137 1278 2002 1342">第62条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条</p>

旧	新
<p>の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下<u>この条</u>において同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2 から 7 まで (略)</p> <p>(<u>居宅介護支援事業者</u>に対する利益供与等の禁止)</p> <p>第 127 条 (略)</p> <p>(<u>居宅介護支援事業者</u>に対する利益供与等の禁止)</p> <p>第 176 条 (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第 193 条 (略)</p> <p>2 から 10 まで (略)</p> <p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>前項各号</u>に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>12 から 14 まで (略)</p>	<p>の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下<u>この項</u>において同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2 から 7 まで (略)</p> <p>(<u>指定居宅介護支援事業者</u>に対する利益供与等の禁止)</p> <p>第 127 条 (略)</p> <p>(<u>指定居宅介護支援事業者</u>に対する利益供与等の禁止)</p> <p>第 176 条 (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第 193 条 (略)</p> <p>2 から 10 まで (略)</p> <p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>第 7 項各号</u>に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>12 から 14 まで (略)</p>

旧	新
<p>(準用)</p> <p>第 204 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、第 60 条の 11、第 60 条の 13、第 60 条の 16、第 60 条の 17、第 88 条から第 91 条まで、第 94 条から第 96 条まで、第 98 条、第 99 条、第 101 条から第 105 条まで及び第 107 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 204 条において準用する第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 60 条の 13 中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「<u>2 月</u>」、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と、第 88 条中「第 83 条第 12 項」とあるのは「第 193 条第 13 項」と、第 90 条及び第 98 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 107 条中「第 83 条第 6 項の表の中欄」とあるのは「第 193 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第 204 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、第 60 条の 11、第 60 条の 13、第 60 条の 16、第 60 条の 17、第 88 条から第 91 条まで、第 94 条から第 96 条まで、第 98 条、第 99 条、第 101 条から第 105 条まで及び第 107 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 204 条において準用する第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 60 条の 13 中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「<u>2 月</u>」<u>と</u>、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と、第 88 条中「第 83 条第 12 項」とあるのは「第 193 条第 13 項」と、第 90 条及び第 98 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 107 条中「第 83 条第 6 項の表の中欄」とあるのは「第 193 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p>

舞鶴市休日急病診療所条例旧新対照表

旧	新
<p>(使用料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の使用料のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課されるものについては、同項の規定により算定した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の使用料のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課されるものについては、同項の規定により算定した額に、<u>同法の規定に基づき消費税が課される額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を加えた額</u>(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>改正附則 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p>

舞鶴市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、舞鶴市が設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(通知)</p> <p>第2条 舞鶴市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校医等の災害が公務上のものであるときは、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(報告、出頭等)</p> <p>第4条 教育委員会は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定め</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、舞鶴市が設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u>(以下「<u>幼保連携型認定こども園</u>」という。)をいう。)の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(通知)</p> <p>第2条 舞鶴市教育委員会(以下「教育委員会」という。)(<u>幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償にあっては、市長</u>)は、学校医等の災害が公務上のものであるときは、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(報告、出頭等)</p> <p>第4条 教育委員会(<u>幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償にあっては、市長</u>)は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則(<u>幼保</u></p>

旧	新
る。	<u>連携型認定こども園の学校医等に係る補償</u> にあつては、規則)で定める。 改正附則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

舞鶴市公民館条例旧新対照表

旧		新			
(連絡調整等に当たる公民館)					
第3条 前条第1項に規定する公民館のうち舞鶴市中央公民館は、同項に規定する他の公民館との連絡調整等に当たるものとする。		第3条 削除			
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)			
名称	位置	名称	位置		
舞鶴市中央公民館	舞鶴市字余部下 1167 番地	舞鶴市東公民館	舞鶴市字浜 1546 番地の3		
舞鶴市東公民館	舞鶴市字浜 1546 番地の3	舞鶴市西公民館	舞鶴市字南田辺 1 番地		
舞鶴市西公民館	舞鶴市字南田辺 1 番地	舞鶴市中公民館	舞鶴市字余部下 1167 番地		
舞鶴市南公民館	舞鶴市字森 1005 番地の3	舞鶴市南公民館	舞鶴市字森 1005 番地の3		
舞鶴市加佐公民館	舞鶴市字志高 1.005 番地	舞鶴市加佐公民館	舞鶴市字志高 1005 番地		
舞鶴市大浦会館	舞鶴市字中田 459 番地	舞鶴市大浦会館	舞鶴市字中田 459 番地		
舞鶴市城南会館	舞鶴市字女布 406 番地の3	舞鶴市城南会館	舞鶴市字女布 406 番地の3		
別表第2(第9条関係)		別表第2(第9条関係)			
公民館使用料表		公民館使用料表			
1 基本額は、次のとおりとする。		1 基本額は、次のとおりとする。			
公民館名	施設区分	利用時間区分			
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)
舞鶴市中央公民館	ホール	円 6,050	円 8,100	円 8,100	円 22,250
	401 会議室	3,750	5,050	5,050	13,850
	402 会議室	950	1,300	1,300	3,550
	405 会議室	1,250	1,700	1,700	4,650
舞鶴市東公民館	ホール	円 4,600	円 6,000	円 6,900	円 17,500
	講義室	2,100	2,700	3,100	7,800
	会議室	1,500	2,000	2,300	5,800
	和室	1,400	1,800	2,100	5,300

旧						新						
	406 会議室	1,250	1,700	1,700	4,650	舞鶴市西公民館	料理教室	1,700	2,300	2,700	6,700	
	403 和室	1,050	1,450	1,450	3,950		ホール	2,800	3,750	3,750	10,300	
	404 和室	1,050	1,450	1,450	3,950		201 会議室	2,700	3,600	3,600	9,900	
	視聴覚室	2,300	3,100	3,100	8,500		202 会議室	950	1,300	1,300	3,550	
	料理室	3,050	4,100	4,100	11,250		203 会議室	750	1,000	1,000	2,750	
舞鶴市東公民館	ホール	4,600	6,000	6,900	17,500		301 会議室	950	1,300	1,300	3,550	
	講義室	2,100	2,700	3,100	7,800		302 会議室	1,400	1,900	1,900	5,200	
	会議室	1,500	2,000	2,300	5,800		411 会議室	3,850	5,150	5,150	14,150	
	和室	1,400	1,800	2,100	5,300		204 和室	1,400	1,900	1,900	5,200	
	料理教室	1,700	2,300	2,700	6,700		303 和室	1,700	2,300	2,300	6,300	
舞鶴市西公民館	ホール	2,800	3,750	3,750	10,300		412 和室	1,050	1,450	1,450	3,950	
	201 会議室	2,700	3,600	3,600	9,900		料理室	1,950	2,600	2,600	7,150	
	202 会議室	950	1,300	1,300	3,550		舞鶴市中公民館	ホール	6,050	8,100	8,100	22,250
	203 会議室	750	1,000	1,000	2,750			401 会議室	3,750	5,050	5,050	13,850
	301 会議室	950	1,300	1,300	3,550			402 会議室	950	1,300	1,300	3,550
	302 会議室	1,400	1,900	1,900	5,200	405 会議室		1,250	1,700	1,700	4,650	
	411 会議室	3,850	5,150	5,150	14,150	406 会議室		1,250	1,700	1,700	4,650	
	204 和室	1,400	1,900	1,900	5,200	403 和室		1,050	1,450	1,450	3,950	
	303 和室	1,700	2,300	2,300	6,300	404 和室		1,050	1,450	1,450	3,950	
	412 和室	1,050	1,450	1,450	3,950	視聴覚室		2,300	3,100	3,100	8,500	
料理室	1,950	2,600	2,600	7,150	料理室	3,050		4,100	4,100	11,250		
舞鶴市南公民館	ホール	2,550	3,400	3,400	9,350	舞鶴市南公民館		ホール	2,550	3,400	3,400	9,350
	第1 会議室	2,300	3,100	3,100	8,500		第1 会議室	2,300	3,100	3,100	8,500	
	第2 会議室	1,950	2,600	2,600	7,150		第2 会議室	1,950	2,600	2,600	7,150	
	第3 会議室	750	1,000	1,000	2,750		第3 会議室	750	1,000	1,000	2,750	
	第4 会議室	1,600	2,150	2,150	5,900		第4 会議室	1,600	2,150	2,150	5,900	
	和室	1,050	1,450	1,450	3,950		和室	1,050	1,450	1,450	3,950	
	料理室	1,700	2,300	2,300	6,300		料理室	1,700	2,300	2,300	6,300	

旧						新					
舞鶴市加佐公民館	ホール	2,100	2,850	2,850	7,800	舞鶴市加佐公民館	ホール	2,100	2,850	2,850	7,800
	会議室	1,000	1,350	1,350	3,700		会議室	1,000	1,350	1,350	3,700
	和室	1,400	1,900	1,900	5,200		和室	1,400	1,900	1,900	5,200
	料理室	750	1,000	1,000	2,750		料理室	750	1,000	1,000	2,750
舞鶴市大浦会館	ホール	1,900	2,550	2,550	7,000	舞鶴市大浦会館	ホール	1,900	2,550	2,550	7,000
	第1会議室	1,150	1,550	1,550	4,250		第1会議室	1,150	1,550	1,550	4,250
	第2会議室	750	1,050	1,050	2,850		第2会議室	750	1,050	1,050	2,850
	和室	850	1,150	1,150	3,150		和室	850	1,150	1,150	3,150
	料理室	1,000	1,350	1,350	3,700		料理室	1,000	1,350	1,350	3,700
舞鶴市城南会館	ホール	2,650	3,550	3,550	9,750	舞鶴市城南会館	ホール	2,650	3,550	3,550	9,750
	会議室	1,600	2,150	2,150	5,900		会議室	1,600	2,150	2,150	5,900
	和室	1,150	1,550	1,550	4,250		和室	1,150	1,550	1,550	4,250
	工房	1,400	1,900	1,900	5,200		工房	1,400	1,900	1,900	5,200
	料理室	2,250	3,050	3,050	8,350		料理室	2,250	3,050	3,050	8,350
備考 (略) 2 から 9 まで (略)						備考 (略) 2 から 9 まで (略) 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の舞鶴市公民館条例の規定により行われた舞鶴市中央公民館に係る利用の承認(施行日以後の利用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の舞鶴市公民館条例の規定により行われた舞鶴市中公民館に係る利用の承認とみなす。					

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)</p> <p>第 28 条 法第 21 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) から (11) まで (略)</p>	<p>(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)</p> <p>第 28 条 法第 21 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) から (11) まで (略)</p> <p>改正附則 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p>

舞鶴市行政手続条例旧新対照表

旧	新
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)において、教育の目的を達成するために、<u>学生</u>、生徒、<u>児童若しくは幼児</u>又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導</p> <p>(5)から(11)まで (略)</p> <p>(聴聞の主宰)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった<u>ことのある者</u></p> <p>(5)及び(6) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)、<u>幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)</u>又は<u>保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。)</u>において、<u>教育又は保育</u>の目的を達成するために、生徒、<u>児童、幼児若しくは乳児</u>又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導</p> <p>(5)から(11)まで (略)</p> <p>(聴聞の主宰)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった者</p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(職員)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)から(10)まで (略)</p> <p>4 及び 5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(6)から(10)まで (略)</p> <p>4 及び 5 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p>